

議 事 録

令和7年4月10日

会議名	第22回伊賀市農業委員会総会										
開催場所	伊賀市役所本庁5階 501会議室								13:30 ～ : 15:30		
出席者	農業委員	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)									
		田中 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多 西口 喜久永									
	推進委員 事務局	吉岡	(計21名)								
		前川 山出 矢野 勝本 北田 岡嶋									
欠席者	中原 福岡 池町 川口(貞)										
議 事											
議長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第22回総会を開催します。										
議長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。										
事務局	委員総数24名中、現在21名の委員に出席を頂いています。農業委員会等に関する法律第27条第3項(総会の成立要件)の規定にあります、「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。										
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一同	異議なし。										
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は17番の稲森委員、18番の西尾委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。										
議長	れでは、只今から議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、 報告第3号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。										
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 貸借の合意解約がなされ、報告件数11件、筆数は田23筆、畑2筆 面積は合計40,687㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田6筆、 面積は合計7,921㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第3号 農地利用状況調査に係る非農地判断についてご説明します。 昨年、各地区で回っていただきました農地利用状況調査(農地パトロール)で、赤色に 塗っていただいた箇所につきまして、事務局で農振農用地、土地改良事業に基づく換 地処分されている農地を除き、田92筆 65,423.82㎡、畑94筆 28,851.50㎡、合計186 筆、94,275.32㎡について非農地と判断し、3月31日付をもって地権者に対して非農地 通知を郵送した旨報告します。										
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。										
議長	ご発言が無いようですので、 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、 報告第3号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、報告のとおりご承 知おきください。										
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題とします。議案第1号No.1～10について、事務局の説明を求めます。										

事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 総会資料11ページをご覧ください。</p> <p>No.1、2は譲受人が同一ですので併せて説明いたします。申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aで、取得地が農用地であるため、新規営農面談を行いました。譲受人は40歳の女性で、農業をしたいと思い、物件を探していたところ知人の紹介で当該地に行き当たりました。住所は静岡県になっていますがNo.1の畑の隣に譲渡人の空き家がありすでに購入済みで、6月から移住予定です。農業経験はありませんが、譲渡人から教わりながら農業をしていくとのことです。農機具も現在譲渡人が使っている田植え機、トラクター、コンバインがあり、後々譲り受ける予定です。収納倉庫も空き家と共に備えられています。田は水稻を作付けし、畑は露地野菜、果樹をすでに耕作中で引き継ぐ形です。従事者は本人と友人でともに空き家に越してきて生活します。田は4筆ありますが割田で実際は1反5せほどの2枚の隣り合わせの田になっています。譲受人は近接の空き家に引っ越し予定で意欲もあり、農機具もそろっていることから効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.3、4、5は譲受人が同一ですので併せて説明いたします。申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は3,410aで、すべてを含め取得後は3,451aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。水稻およびニンニク等を作付け予定です。譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人で、当該地についても効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.6 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は103aで、取得後は120aとなります。本人の農作業歴は5年で、本人が常時従事しています。農機具は田植え機、トラクターとコンバインを1台ずつ所有しています。水稻を作付け予定です。自宅から申請地は4キロほどで通作に問題はなく、機械も整っていることから効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.7 詳細は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は154aとなり、農作業歴は本人が20年、母が50年で常時従事されています。譲受人は、仕事の関係により住民票は愛知県にありますが、週末等に下神戸の実家へ帰省し、これまでも申請地を含めて農業に従事してきたことから、申請に至ったものです。農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を耕作される計画です。申請地は実家から200m程であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.8 詳細は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は95aとなり、農作業歴は本人が35年、夫が35年、母が60年で常時従事されています。これまで譲受人が申請地で耕作してきたことから、申請に至ったものです。農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を耕作される計画です。申請地は自宅から50m程であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.9 詳細は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は112aとなり、農作業歴は本人が20年、母が40年で常時従事されています。譲受人は、仕事の関係により住民票は京都市にありますが、週末等に柘植町の実家へ帰省し、これまでも申請地を含めて農業に従事してきたことから、申請に至ったものです。農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有し、申請地では水稻と野菜を耕作される計画です。申請地は実家から20m程であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>また、本日、柘植地区の農業委員さんは欠席されていますが、3月27日に関係者一同で現地立会を行い、問題がないとの意見をいただいています。</p>

事務局	No.10 詳細は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は170aとなり、農作業歴は5年で常時従事されています。譲渡人が農地として管理していくことが困難なことから地元の受託組合へ相談していたところ、受託組合を通じて譲受人が見つかったことから申請されたものです。農機具は、トラクター、田植機、コンバインを受託組合から借り受け、申請地では水稻を耕作される計画です。申請地は自宅から7kmであり、近隣でも水稻を栽培されることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、鞆田地区、神戸地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
山本委員	No.6について説明します。3月31日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
松永委員	No.7とNo.8について説明します。3月28日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
田中委員	No.10について説明します。3月26日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～10について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～10については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.11～19について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.11 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は58aで取得後の耕作面積は72aとなります。農作業歴は本人が35年・子が20年農業に従事しております。農機具は、耕運機を所有、田植え機・トラクターをリースされ、取得後は果樹を耕作されます。申請地は、自宅から徒歩で5分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画書が提出されています。譲受人は39歳で農作業経験は20年ほど、父が地元の営農組合に属しておりそのついでに購入することとなりました。取得する畑は小さな果樹園で、現在もイチジクや桃などが植わっており、譲受人がすでに管理しています。本人と父、母が常時従事しています。農機具は大型は当面必要なくクワ等で作業を行っていますが、今後必要に応じて調達予定です。譲受人はすでに管理していることから効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は123aで取得後の耕作面積は150aとなります。農作業歴は本人が40年農業に従事しております。農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機をそれぞれ1台所有され、取得後は水稻を耕作されます。譲渡人が遠方で耕作できないため、譲受人が以前から耕作されていたそうです。申請地は、自宅から車で5分から10分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.14 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は1800aで、取得後は1830aとなります。譲受人は平成27年に設立された農地所有適格法人で、役員2名を含めた構成員3名が常時従事し、農機具は田植え機1台、トラクター4台、コンバイン1台、乾燥機3台、を所有されています。水稻を作付け予定です。申請地は報告第1号No.3にあるように、利用権設定による耕作がすでにされていた土地を贈与により譲り受けるという内容ですので、今後も効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は665aで、取得後は869aとなります。本人の農作業歴は5年で、本人が常時従事しています。農機具はコンバイン、田植え機、トラクター、乾燥機、をそれぞれ1台所有しています。水稻ときゅうり、トマト、なす、等の野菜を作付け予定です。譲受人は四十九町の同じ圃場地域内で7,297㎡の田を所有し、耕作管理していることから、申請地についても効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画書が提出されています。本人の農作業歴は0年ですが、20年の経験のある義父に教わりながら、本人と妻、義父が常時従事していきます。農機具は耕運機と草刈り機を購入予定しています。すべて畑として利用しキャッサバやビーツ等を作付け予定です。譲受人は農地を探していたところ、家の裏と100mほど先の畑で購入の話がまとまったとのことで、管理不足で荒れていた土地でしたが、現在は草刈し綺麗にされており、効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.17 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は8aで、取得後も8aとなります。本人の農作業歴は30年で、本人が常時従事しています。農機具は耕運機と草刈り機を所有しています。畑として利用し野菜を作付け予定です。申請地は農地法第五条のNo.17にある〇〇さんの畑60㎡を分譲地の入口として提供するためその補填として隣の当該地を購入するものです。すでに耕作していた畑の一部が削られるため隣に補填する物であり、効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.18 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画書が提出されています。本人の農作業歴はありませんが、現所有者に教わりながら本人が常時従事していきます。農機具は耕運機のみ所有しています。現状は畑となっており、現所有者によって、きゅうり、トマト、ねぎ等が作付けされており、そのまま引き継ぐ予定です。現所有者の隣にある畑であるため、教わりながら耕作することを考慮すると、申請地についても効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.19 申請内容は議案書のとおりです。取得後の耕作面積は11aとなります。譲受人は申請地の近くにある空き家と農地を別の方から既に取得しており、今回贈与を受ける予定の農地も既に借り受けて一体で耕作していたことから、今回申請されたものです。申請地では藍や木綿を耕作される計画で、農機具は耕うん機1台を所有されています。申請地は取得した居宅から60mであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、新居地区、花之木地区、友生地区、猪田地区、府中地区、久米地区、小田地区、上野地区、上津地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.11について説明します。3月31日に現地立会を行いました。事務局の説明通りで特に問題はございませんので、よろしくお願いします。
門口委員	No.12について説明します。3月28日に現地立会を行いました。別段問題はございませんので、よろしくお願いします。
大田委員	No.13について説明します。3月28日に現地立会を行いました。特に問題はございません。よろしくお願いします。
川口委員	No.14について説明します。3月31日に現地立会を行いました。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。
高田委員	No.15について説明します。4月1日に現地立会を行いました。特に問題はございません。以上です。

玉岡委員	No.15からNo.18について説明します。3月28日に現地立会を行いました。事務局の説明通りで問題はございませんので、よろしくお願いいたします。
折戸委員	No.19について説明します。3月26日に現地立会を行いました。事務局の説明通りです。特に問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.11～19について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.11～19について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.11～19については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～2について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 総会資料14ページをご覧ください。</p> <p>No.1 申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、名阪国道治田インターの西に隣接する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は自動車修理工場の建築および、車両置場です。申請法人は、平成1年に設立された法人で、自動車の修理販売等を行っており、申請地の隣地で経営しています。議案第4号事業計画変更と一連の申請となっています。</p> <p>令和2年4月27日付で車両置場として許可されましたが、その後修理工場の建築が必要となったため、計画の変更をするものです。事情計画変更申請は前回の許可の変更に対する承認となり、前回の許可で名義変更がすでになされているため4条申請で再申請となっています。全体敷地は雑種地と原野を含めて3,277㎡で、修理工場の建築面積は420㎡、車両置場10台分の内訳です。切土盛土により前面道路高さまで調整し、全面舗装します。取水は前面道路埋設管より上水道を引き込み、雨水は敷地内の周囲に水路を新設し場内で集水して前面道路排水路に放流します。汚水は前面道路埋設の下水管に接続放流します。油分については場内でオイルトラップを経由後に排水路に放流します。なお、都市計画法に基づく開発許可申請中であることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で既存事業所に隣接する土地という利便性から代替地もなく、今回の転用はやむを得ないと考えられます。</p>
事務局	<p>No.2 申請内容は議案書のとおりです。申請地は壬生野小学校から南東へ430m程に位置し、周囲を宅地で囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、昭和43年より住宅敷地の庭園として利用していたことから、現状に合うよう是正するために始末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> <p>なお、本日、壬生野地区の農業委員さんは欠席されていますが、3月26日に関係者一同で現地立会を行い、問題がないとの意見をいただいています。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～4について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～2については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～7について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>総会資料15ページをご覧ください。No.1 詳細は議案書のとおりです 申請地は、古山小学校および古山公民館の北東400ほどの土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>申請法人の株式会社〇〇は、平成13年5月15日に設立された法人で、太陽光発電システムの研究・開発・製造・及び販売、発電事業、小売電気事業、建設請負に関する事業等を行っています。施設の概要は、一体利用地の雑種地822.3㎡を含む全体面積5,936.3㎡について、太陽光パネル1,008枚2,561㎡、パワーコンディショナー7台はパネル下部に設置、キュービクル1台4.4㎡、その他管理上必要な面積として3,370.9㎡を整備する内容となっており、太陽光発電設備の設置割合は43.14%です。土地造成は整地のみ。取水、汚水雑排水は無し。雨水排水は、自然浸透及び既存水路への放流にて処理をします。周囲にはフェンスを設置する計画となっており、安全性への配慮もなされています。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。耕作されていない農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.2 詳細は議案書のとおりです 申請地は、名阪国道白檜インターの南西800mほどの土地で、令和6年9月30日付で農振農用地区域内農用地の除外がされ、第1農地ですが、隣接する既存施設の面積25,309㎡の2分の1を超えない範囲の拡張であり農地法施行規則第35条第5号に該当し、例外的に許可し得るものです。申請法人の有限会社〇〇は、平成16年3月に設立された法人で、各種再生プラスチック及びビニールの売買等のリサイクル業を行っています。施設の概要は、倉庫用地598㎡、資材置場2,706㎡、駐車場20台分2,261㎡を整備する内容となっています。倉庫及び資材置場にはリサイクル用のプラスチック原料などを置く予定で、駐車場については搬入出用のトラック及び従業員用として利用します。土地造成は整地のみ。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既存水路に放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺農地に支障はありません。既存敷地に隣接する土地で利便性から代替地もなく、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.3 詳細は議案書のとおりです 申請地は、丸柱地区市民センターの南東100mほどに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、自身の経営する会社である〇〇の事業用駐車場で、法人との間で賃貸契約が交わされています。先だってから同様の内容で申請が出されていますが、不足する駐車場の取得に向けて調整してる中で、今回の申請地は所有者とやっと折り合いがついたために申請が出された次第です。〇〇株式会社は、昭和38年に設立された、陶磁器の製造販売等を行う法人で近隣に事業所を構えております。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路を使用します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、不足気味で近隣に迷惑が掛かっていたものを解消する内容であり、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>
事務局	<p>No.4 詳細は議案書のとおりです 申請地は、丸柱地区市民センターの北東300mほどに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。施設の概要は、自身の車庫62.23㎡と倉庫6㎡、農業資材置場122㎡として利用する計画です。余剰敷地は、前面道路が坂道で申請地から1mほど低いため、道路高さとも一致する間口が狭く、転回場として利用します。すでに整地され車庫および倉庫が建築されていたため始末書が提出されています。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び前面道路の既設水路を使用します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺に農地はなく、以前から不耕作地で譲渡人も処分に困っていたことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。</p>

事務局	No.5 申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀神戸駅から北西へ600mほどで、周囲を河川と宅地、雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年8月31日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを128枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.6 申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀神戸駅から北西へ200m程に位置し、周囲を鉄道と宅地、雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請法人は、昭和61年に設立された法人で、駐車場の経営などを行っており、譲渡人が農地として管理していくことは困難なことから、譲受人が近隣事業所や鉄道利用者等の駐車場として利用することになったものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年6月30日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.7 申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀支所から北東へ2.7km程に位置し、周囲を河川と国道、宅地、雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請法人の〇〇は、平成12年に設立された法人で、一般貨物自動車運送事業を始め、不動産の賃貸・管理・保有並びに運用などを営んでおり、また、申請地の隣接において、サッカーグラウンド及び関連施設を保有しています。現在、サッカーグラウンド等を使用する利用者の駐車場が不足していることから申請に至ったものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。転用計画によると、一体利用地を含め10,041.5㎡にサッカーグラウンド及び関連施設のための駐車場185台分6,100㎡と緑地広場3,941.5㎡を整備する内容となっています。工事計画は許可日から令和7年9月30日までの計画で、土地造成は現況地形に合わせて30～90cm程度の盛土を行い、駐車場部分はアスファルト舗装、緑地部分については芝生広場とします。手洗い用に取水は上水道から引き込み、排水は雨水のみで、敷地内に側溝を敷設し、既設道路側溝へ放流します。資金計画については、借入金で行う計画となっており、全体事業費に係る融資見込み証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。なお、本日、柘植地区の農業委員さんは欠席されていますが、3月27日に関係者一同で現地立会を行い、問題がないとの意見をいただいています。
議長	只今の説明に関連して、丸柱地区、神戸地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
福地委員	No.3とNo.4について説明します。3月27日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
松永委員	No.5とNo.6について説明します。3月28日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～7については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号No.8～17について、事務局の説明を求めます。

事務局	No.8 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は上野自動車学校から南東へ約150mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は周囲を宅地や雑種地や池で囲まれた基盤整備されていない不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年10月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを168枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.9 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀ふるさと農協上野北支店から南西へ約150mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、周囲を宅地と法面と鉄道で囲まれており、基盤整備されていない不整形な農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年7月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを160枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀市立上野北小学校から南へ約250mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は周囲を宅地や雑種地で囲まれた基盤整備されていない不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年8月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを158枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11～14は譲受人が同一で申請地が近隣ですので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地はJR伊賀上野駅から北西へ約450mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は5m以上の高い法面や池で囲まれており、基盤整備されていない不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年7月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び地下浸透枘を設置し既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを合計で644枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.15 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は佐那具医院から北へ約170mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は周囲を宅地や雑種地で囲まれた基盤整備されていない不整形で生産性の低い農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年9月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを194枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.16 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀ふるさと農協上野南支店友生から東へ約1.1kmほどにあり、周囲を山林や川で囲まれており基盤整備されていない狭小で不整形な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、平成15年から植林し山林として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。取水・汚水・雑排水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.17 詳細は議案書のとおりです 申請地は、小田町の交差点にあるオートボックスの南に隣接する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。施設の概要は、住宅3棟分の分譲地の造成で、区画内通路227㎡を除き一区画当たり約200㎡となります。譲受人は近隣で建設業を営んでおり、三重県知事による建設工事業の許認可を受けていることを確認しています。住宅敷地内は整地後70cm盛土をし、周囲はブロック擁壁により土砂の流出を防止します。通路部分はアスファルト舗装を行います。各区画について、取水は前面道路から引き込み、汚水は各敷地内に合併浄化槽を設置し既設排水路に放流、雨水は宅地内集水枡を介して既存水路に接続放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はありません。用途区域が定められた旧市街化区域内の農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
議長	只今の説明に関連して、新居地区、三田地区、府中地区、友生地区、小田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.8からNo.14について説明します。3月31日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
高田委員	No.15について説明します。4月1日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
大田委員	No.16について説明します。3月28日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
玉岡委員	No.17について説明します。3月28日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8～17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.8～17について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.8～17については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第4号「事業計画変更申請について」を議題とします。議案第4号No.1について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号 事業計画変更承認申請について説明します。 総会資料17ページをご覧ください。 No.1 詳細は議案書のとおりです 農地法第4条No.1で説明いたしましたとおり、令和2年4月27日付で車両置場として許可されましたが、その後修理工場の建築が必要となったため、計画の変更に対する承認となります。概要詳細については議案第2号No.1で説明済みですので省略させていただきます。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号「事業計画変更申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第3号No.1～3について、事務局は説明してください。

事務局	議案書18ページをご覧ください。 議案第5号非農地証明下付願についてご説明します。No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀支所から北東へ700m程に位置し、周囲を宅地と雑種地で囲まれた基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和40年に平屋が建築され、申請には建築年の確認できる証明資料が添付されています。また、現地調査でも宅地として利用していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2 詳細は議案書のとおりです 申請地は、市役所から北東100mほどの卸団地内の土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。当該農地は、昭和50年ごろに植林し現在も山林として利用しています。木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3 詳細は議案書のとおりです 申請地は、名阪国道友生インター北東300mほどの住宅地の一角で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため第3種農地に該当します。当該農地は、平成5年から月極駐車場として利用されており、所在地と日付の入った当時の駐車場の利用契約書の写しが提出されており20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区、久米地区、上野地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
田中委員	No.1について説明します。3月26日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
玉岡委員	No.2とNo.3について説明します。3月28日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。第5号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明下付願について」No.1～3は、原案のとおり下付することに決定しました。
議長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会資料19ページをご覧ください。議案第6号 農用地利用集積等促進計画についてご説明します。農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。利用権設定された土地が、新規設定14件で、田24筆、畑1筆。計画面積は合計41,658㎡です。権利移転された土地が、3件で、田45筆、畑4筆。計画面積が43,492㎡です。 利用権説明
事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。

議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	令和7年度からの「農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬について」、「地区担当表」について説明
議 長	説明が終わりました。何か質問等ございませんか。
議 長	質問等ございませんか。無いようですので「その他」の項を終了します。
議 長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
議 長	次回の総会は、令和7年5月9日(金)午後1時30分から、伊賀市役所5階501会議室で開催いたします。以上をもちまして、伊賀市農業委員会第22回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 年 月 日

会長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

稲森 義隆

⑩

議事録署名者

西尾 長彦

⑩